

土地改良施設突発事故 復旧事業	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 農村整備課 水利施設保全班 農村防災対策室 防災対策班
----------------------------	----------------------------	----------------------------------------

事業の趣旨・内容

土地改良施設突発事故復旧事業は、土地改良事業等によって造成された施設について、突発的な事故（以下「突発事故」という。）により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行い、農業被害を始めとする地域への被害を防止し、もって農業者の経営安定に資することを目的とする。

- 1 現地仮復旧
安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置
- 2 機能回復を行う復旧工事
施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置
- 3 緊急応急工事
1、2のうち、地方農政局長等が緊急に施行する必要があると認める応急工事

採択基準

- 1 事業実施により復旧される土地改良施設の末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のものであること。ただし、中山間地域にあっては、おおむね10ヘクタール以上のものであること。
- 2 復旧に要する事業費が1箇所当たり200万円以上となるものであること。
- 3 適切に保管理されている土地改良施設として農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

実施要件

- 1 維持管理事業計画等に基づいた管理がなされていること。
- 2 機能保全計画等を定めた上で、計画に基づいた対策や施設監視を適切に行っていること。
- 3 突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が生じない施設の復旧として以下のものは対象としない
 - (1) 有効幅員120センチメートル未満の農業用道路又は農業用道路の路面若しくは側溝のみに係る復旧
 - (2) 車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積のみに係る復旧。
 - (3) 溪流又は山腹において直高150センチメートル未満の石垣又は板柵のみに係る復旧。
 - (4) 森林植生のみに係る復旧。
 - (5) 小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設に係る復旧。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	土地改良施設突発事故復旧事業	50 (55)	32	18 (13)		
団体営	土地改良施設突発事故復旧事業	50 (55)	21	29 (24)		

※（ ）は離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地域の場合